

意見書案第14号

日本学術会議会員の任命拒否の撤回を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年12月3日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 小池悦子

〃 〃 根岸裕美子

日本学術会議会員の任命拒否の撤回を求める意見書（案）

菅義偉首相は、日本学術会議第25期会員任命に際し、日本学術会議から推薦された105名の会員候補のうちの6名の任命を拒否しました。この件に対して、960もの学協会や大学人の声明、映画・演劇や作家・劇作家などの表現者、宗派を超えた宗教者から、消費者団体や自然保護団体まで130を超える諸団体の抗議の声が広く上がっています。

菅首相の人事権を口実とした今回の任命拒否は、科学者が戦争に動員された戦前の反省から憲法に設けられた「学問の自由」や「政府からの独立性」、日本学術会議法の「推薦に基づいて任命する」との規定から逸脱しています。従来、政府は「首相の任命権は形式的なものである」としてきました。内閣がその法解釈を恣意的に変更することは違法であり認めることはできません。

この間の国会審議等で、菅首相は6名の任命拒否の理由を具体的に示すことなく、「総合的・俯瞰的な活動を確保する観点から判断」、「バランスや多様性を考慮」などと抽象的な発言を繰り返し、「事前の調整がなかった」と日本学術会議への責任転嫁まで行いました。それらのこと自体が不当であり、説明責任を果たしていません。

平和的復興、福祉に貢献し、学問の進歩に寄与することが目的の日本学術会議は、政治権力に左右されない独立した機関です。自立性や独立性を保つことは、多様な角度から真理を追究する学術研究を発展させ、社会全体が科学の成果を享受するために欠かせない重要なことです。菅首相の任命拒否は、学問の自由と人類の平和に努力する日本学術会議の原点を踏みにじるものに他なりません。

今回の日本学術会議に対する菅首相の不当介入は、許してはならない権力介入であり、「学問の自由」にとどまらず「言論・表現・思想信条の自由」を揺るがすものです。まさに市民活動にも波及する恐れがある重大事態です。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により、下記事項について意見書を提出します。

- 1 日本学術会議が推薦した会員候補者6名を任命しなかった理由を明らかにすること
- 2 任命拒否を撤回し、会員候補者6名を速やかに任命すること

令和 2年12月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 文部科学大臣 厚生労働大臣
財務大臣 経済産業大臣 総務大臣 法務大臣 農林水産大臣 環境大臣
国土交通大臣 外務大臣 防衛大臣